

長浜市議会と市民との意見交換の機会に関する要領をここに公布する。

平成25年9月5日

長浜市議会議長 土田良夫

長浜市議会告示第4号

長浜市議会と市民との意見交換の機会に関する要領

長浜市議会と市民との意見交換の機会に関する要領を定める。

(趣旨)

第1条 この要領は、長浜市議会基本条例（平成25年長浜市条例第25号）第8条の規定に基づき、長浜市議会と市民との意見交換の機会（以下「意見交換会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催の時期)

第2条 意見交換会の開催時期は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項に規定する予算の審議終了後おおむね2月を経過する日までの時期
- (2) 地方自治法第233条第1項に規定する決算の審議終了後おおむね2月を経過する日までの時期
- (3) その他議長が必要と認める時期

(開催箇所)

第3条 意見交換会は、市内2箇所で開催する。

(班編成)

第4条 意見交換会を担当する班は議会運営委員会で定める。

- 2 班の長は、常任委員長又は議会運営委員長とする。
- 3 正副議長は、基本的に全ての班に出席するものとする。

(開催の日時及び会場)

第5条 意見交換会の開催の日時及び会場は、関係団体等と調整のうえ議会運営委員会に諮って決定する。

- 2 前項の規定により意見交換会の開催の日時及び会場を決定するときは、過去に開催された意見交換会を考慮し、決定するものとする。

(次第)

第6条 意見交換会は2時間程度とし、次第はおおむね次のとおりとする。

- (1) 開会あいさつ
- (2) 出席議員自己紹介
- (3) 意見交換・提言等
- (4) 閉会あいさつ

(役割分担)

第7条 出席する議員が分担する任務は、おおむね次のとおりとし、常任委員会で協議し、調整して決定する。なお、答弁は、全員で協力して行うものとする。

- (1) 司会
- (2) 報告
- (3) 記録その他の意見交換会の運営等に必要と認められる任務
(意見交換の趣旨)

第8条 意見交換の際は、議員は私情を挟まず、合議制機関の主旨を理解したうえで発言するものとする。ただし、参加者から議員個人としての意見を求められた場合は、この限りではないものとする。

2 意見交換をする事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算その他の議案の審議及び審査に関すること。
- (2) 議会の活動に関すること。
- (3) その他が必要と認める事項

3 意見交換は、重要と思われる市政課題及び議会運営等についての意見交換を行うものとする。なお、事前に地域別に応じたテーマを設定することができるものとする。

(記録及び公表)

第9条 意見交換会において記録の任務を分担する出席議員は、意見交換会の要点を記録し、意見交換会の終了後、速やかに別記様式第1号により議長に報告するものとする。

2 議長は、前項の規定により報告を受けた意見交換会の記録を市議会のホームページに掲載するとともに、ながはま市議会だよりにおいて公表するものとする。

(執行機関に対する要望等の報告)

第10条 議長は、意見交換会において市長その他の執行機関が処理すべき要望等が提出されたときは、これを取りまとめ、速やかに当該執行機関の長に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会で定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

議会意見交換会実施報告書

| | |
|---------|--------------------------|
| 開催日時 | 年 月 日（ ） 時 分～ |
| 開催場所 | |
| 参加市民数 | 人 |
| 出席議員 | 班長 記録者 報告者 出席議員 |
| 実施内容報告 | 意見交換会 |
| 要望・提言等 | |
| その他特記事項 | |